

犯罪被害者支援 Q & A



二次元バーコード

法テラスは国が設立した公的な法人です。

法テラスの犯罪被害者支援業務

法制度のご紹介
 被害にあわれた方やご家族の方などが、その被害に関する刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報^(*)を提供します。
 (*) 刑事手続の流れ、各種支援制度など

相談窓口のご案内
 法テラスでは、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報^(*)を収集し、「その方が必要とされる支援」を行っている窓口をご案内します。
 (*) お住まいの近くの支援団体の支援内容、連絡先など

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介
 法テラス地方事務所では、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、弁護士による法律相談などの支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士会からの推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介しています。紹介は無料ですが、弁護士費用等が必要となります(一定の要件に該当する方は、弁護士費用等に関する援助制度をご利用いただけます。)

《お問合せ先》

犯罪被害者支援ダイヤル
 な く こ と ない よ
0570-079714
 ※IP電話からは、03-6745-5601

平日 9:00~21:00 日曜 9:00~17:00
 (日曜祝日・年末年始休業)
 ※固定電話からは3分85円(税別)、携帯電話からは20秒10円程度(税別)で全国どこからでもご利用になれます。

お近くの「法テラス」で
※全国の法テラスの連絡先はホームページからご確認ください。

お電話のほか、面談による情報提供も行っていきます。

受付時間 平日 9:00~16:00
 (ただし、地域によって異なる場合があります。)
 (土日・祝日及び年末年始は休業)

ホームページで 法テラス 検索

URL www.houterasu.or.jp

- よくある質問とその答え(FAQ)や相談窓口情報を検索できます。
- 電子メールによるお問合せも受け付けています。

2020年1月発行

●弁護士費用等に関する援助制度

DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を行います。被害の防止に必要な内容であれば、ご相談いただけます。被害の防止に必要な内容であれば、下記の基本を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(5,500円)をご負担いただきます。

- ◎**資産基準**
 法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること
 ※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以上以内に支出することとなる費用の額(治療費など)は、現金・預貯金の合計額から控除します。



その他の援助制度

* 一定の要件に該当される方は、弁護士費用等に関する援助制度をご利用いただけます。

刑事裁判に参加する「被害者参加人」のための国選弁護士制度(刑事手続)
 殺人、傷害、性犯罪、過失運転致死傷等の被害を受けた方やご家族の方などで、裁判所から「刑事裁判への参加」を許可された方(被害者参加人)を対象に、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士(被害者参加弁護士)の費用等を国が負担する制度です。

民事法律扶助(民事裁判等手続)
 民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い(法律相談援助)、弁護士費用等の立替えを行います(代理援助、書類作成援助)。被害賠償命令の申立てなど
 例) 損害賠償請求、損害賠償命令の申立てなど

日弁連委託援助(刑事手続・行政手続等)
 殺人、傷害、性犯罪、ストーカー等の被害を受けた方やご家族の方などを対象に、刑事手続、少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行います。
 例) 被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、犯罪被害者等給付金申請、マスコミへの対応・折衝など

Q1 犯罪被害にあいました。捕まっていなかった加害者から身の安全を守るにはどうしたらよいですか？また、加害者を処罰して欲しいのですが、どのような手続が可能でしょうか。

警察では、**防犯に関する助言**を行っています。また、状況に応じ、地域警察官による被害者の自宅や勤務先の**ハットロール強化**等を行っています。地域によっては、**緊急通報用の携帯電話や通報装置**を警察から貸与してもらえらる場合もあります。警察に相談される際には、ご事情を具体的に説明してください。

加害者の処罰に関しては、警察署等において、**被害届の提出、告訴[※]、告発**等を行うことができます。また、けがをしているなどの事情がある場合には、警察官が被害者のいるところに向向いて、お話を伺う場合もあります。法テラスでは、被害届の提出、告訴、告発等の刑事手続の流れや方法についてご案内しておりますので、お問い合わせください。

※告訴ができる期間には制限がありますので、お気を付けください。

Q2 裁判は公開で行われると聞いています。私の名前や住所も公にされるのでしょうか？また、証言するとき、加害者や傍聴人の目の前に立たないで済ませることはできませんか？

通常、裁判は公開で行われ、被害者の氏名等は起訴状朗読等の際に読み上げられますが、**性犯罪等の被害者**については、**氏名や住所等を公開の法廷で明らかにしないよう、検察官を通じて裁判所に申し出ることが**できます。裁判所がその旨の決定をした場合には、起訴状の朗読等の訴訟手続が、被害者の氏名や住所等を明らかにしない方法により行われます。

証言の際には、裁判所の判断により、法廷内についてを立てたり**(証人の遮へい)**、別室からテレビモニターを通じて証言すること**(ビデオリンク方式)**により、加害者や傍聴人から姿を見られないようにしたり、家族や心理カウンセラーなどを証人に付き添わせて**(証人への付添い)**、緊張や不安が和らぐよう配慮される場合があります。希望される場合は、裁判所や検察官にご相談ください。

Q3 刑事裁判で、被害に関する思いを裁判官に伝えたり、加害者や証人への質問はできますか？

被害者の心情等については、書面や口頭で、直接裁判所に意見を述べる**「意見陳述**」という制度があります。また、**証人として被害感情を証言**することもできます。

さらに、**一定の犯罪の被害者やその家族等(以下「被害者等」といいます。)**が**刑事裁判に参加する「被害者参加制度」**があります。刑事裁判への参加を許可された被害者等は、被告人や検察官と同様に、公判期日に出席することができます。一定の範囲で、事実関係や法律の適用について意見を述べたり、加害者や証人に直接質問することができます。

なお、被害者等が刑事裁判に参加するに当たり、刑事裁判に出席した被害者等に国がその旅費等を支給する**「被害者参加旅費等支給制度」**や弁護士による援助が国の負担で受けられる**「国選被害者参加弁護士制度[※]」**があります。
※資産額など一定の要件があります。

Q4 被害によって生じた精神的苦痛や財産上の損害を賠償してもらうには、どうすればよいですか？

被害により生じた損害については、民事上の問題として、被害者と加害者が交渉するか、**民事訴訟を提起して損害賠償を請求**する必要があるります。

また、被害者等が民事訴訟を提起する負担を軽減する制度として、**「損害賠償命令制度[※]」**があります。これは、被害者の申立てにより、**刑事裁判を担当した裁判所が有罪の言渡しをした後、引き続きいて損害賠償請求の審理も行い、加害者に賠償を命ずるとい**うものです。

※一定の犯罪の被害にあわれた方が利用できます。

Q5 弁護士はどのような支援をしてくれるのですか？

弁護士は、民事事件においては、加害者に対して、その法的責任を追及して損害賠償を請求します。刑事事件においては、裁判の傍聴等をする被害者の付添いや記録の閲覧・コピー等を通じて刑事事件の内容を把握し、それを被害者に説明すること、検察官へ被害者の意見を伝えること、マスコミへの対応や折衝のほか、被害者参加制度を利用する際の代理活動等、裁判の内外でさまざまな支援をします。

Q6 弁護士に相談したいのですが、どこで頼めばよいかわかりません。また、費用も心配です。

法テラスでは、犯罪の被害にあわれた方ご家族の方などが、弁護士による法律相談等の支援を必要とされるときは、個々の状況に応じて、**犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士**を紹介しています。

また、経済的に困りの方が費用の負担ができないために弁護士に相談することができないということがあるよう、一定の要件に該当する方については、**弁護士費用等に関する援助制度**をご利用いただくことができます。

各援助制度の概要については、「**弁護士費用等に関する援助制度**」欄又は「**犯罪被害者支援**」リーフレットをご覧ください。

※このほかにも、法テラスホームページ

www.houterasu.or.jp でよくある質問とその答え(FAQ)を紹介していますので、ご覧ください。

※法テラスで行っている犯罪被害者支援の流れや弁護士費用等に関する援助制度については、別途リーフレットを作成しています。

一人で悩まないで。

